

4番 新風クラブ 井上恭子

常滑市議会基本条例に対し反対討論をします。

平成 26 年 12 月 18 日

今回の議会改革推進委員会では、昨年一部の人だけで作られていた「常滑市議会基本条例案」を基とし、他の先進的な基本条例を参照せず、その案ありきで進んでいったことであります。本来なら、喧々諤々と議論があり、時間を忘れるほどの議論があつて然りであると思つていましたが、そのような議論はなく、実質 3 か月で仕上げたこととなります。私が 2 期 8 年の議員生活の中で温めてきた議会の理想像や議会改革の先進地である他市町の議会基本条例と照らし合わせたところ、理想の議会基本条例とは程遠いものであつたということでしたので、反対をいたします。

しかし反対する理由として最大の理由は内容であります。議会基本条例をつくる意義の一つには議会への市民参加の促進であること。2 つ目には地方自治にとらわれない議会運営をすることがあげられています。少し長くはなりますが、具体的な例題を出しながら説明させていただきますのでお聞きください。

例えば前文では「市民に開かれ、かつわかり易い議会を目指し、市民との協調のもと」とありますが、これはあくまでも議員が中心であり、市民の意見を聞いて行うというスタンスであり、それを「政策活動へ多様な市民参加の推進とする市民参加が重要ですので、これを入れればより具体的になります。

また目的の第 1 条では「市民との協調、市民の負託に的確に応え」という文面ではありますが。これを「市政の情報公開と市民参加を基本にした」とするだけで、より具体的で、議会基本条例をつくる目的である市民参加の促進の例に即した文面になると思ひます。この部分はぜひ入れていただきたい一つであります。

第 2 章の議会の運営原則の 4 条では、「市の基本的な政策決定、市長などの事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分発揮」などという、地方自治法や会議規則にかかれていたりする大変市民には難しい言葉であり、議会基本条例を作る目的の 2 つ目にある地方自治にとらわれない議会運営ということではこの条例はそぐわないと思ひます。またこの文面は第 3 条の基本方針とダブっています。これに対しては「市民主権を基礎とする市民の代表機関であること、市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する」また、「市民の傍聴に関して議案に用いる資料などを提供するなど、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める」などのように、市民参加を促進とする文面に変えることにより、市民にはわかり易く、具体性があり、市民のための文面

となり、より現実的な議会基本条例になると思います。

第2章の会派についてはいささか持論があります。たった18人の議員であり、予算・決算委員会においてでは、たった15人という少なさとなります。市長率いる執行部約800人の2元代表制の中で、たった18人が向かっていっても歯の立つものではありません。その少ない会派が競って代表質問する、それも3人以上の議員で構成される会派と限定することは何の意味があるのでしょうか。代表質問は議員が多い場合、全ての議員が一般質問をするのは時間的に困難であるため行われたものであります。市民は選挙の時会派に入れるのではなく、個人への投票であり、一般質問は市民にとって議員がどのようなことを考え、何をしようとしているのか市民へ伝える唯一の手段であります。たった年4回しかできない一般質問を代表質問で終わることは市民に対し、議員の考えを知るすべを失うこととなります。また、会派が同一の理念を共有する議会で構成されると書かれていますが、本当でしょうか。内容によって、時代によって、立場によって理念も変わってくるのであり、これを議会基本条例に掲載するのは、地方自治にとらわれない議会運営をすることが目的の議会基本条例としましては、いささか疑問に感じます。

また第4章の「市民と議会の関係」にしましても、この条例では「市民の意思を議会活動に反映することに努めるものとする」とか、「積極的な広報及び広聴に努める」とあります。これでは漠然としているため、これを「請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会を設けるものとする」とか、「議会は市民、市民団体、NPOなどとの意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする」といかに市民を議会に巻き込んでいくかの具体案が必要ではないでしょうか。

また、10条では「積極的な広報及び広聴に努める」とありますが、その文言だけでなく、「議会は、議案などの審議及び議決の内容などについて市民に報告し、並びに市政全般にわたって市民と自由に情報及び意見を交換するために、1年に1回以上議会報告会を開催する」という具体的な文言を入れることは、市民と議会の関係の中で最も重要ではないでしょうか。それが抜けています。

第5章の議会と市長などとの関係では、13条、14条の中の監視及び評価という文言は基本方針の第3条で、議会の運営原則の第4条で、議会機能の強化第16条にも書かれ重複しています。これは地方自治法や会議規則ではないので、監視及び評価をどのようにするか具体策を述べる必要があります。

第16条の「議員は閉会中に市長などの事務について緊急に確認を擁する事案が発生した場合に、議長の承認を経て、市長等に対して文書で質問することができる」とについては現在でも行われていることであり、議長の承認を得るとな

れば、今までより厳しい文面になり、議員の自由闊達な意見が封鎖される可能性も出てきますので、必要のない文面ではないでしょうか。

第6章の議会機能の強化では、19条では「市長の事務執行の監視及び評価」20条では「審査・調査をすること」「学識経験者に調査を行わせる」「議事事件の追加」などとありますが、今必要なのは、「議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、市長に対する本会議などへの出席要請を必要最小限にとどめ、議会相互の討論を中心に運営しなくてはならない」などの自由討議の拡大を図る必要があるのではないのでしょうか。また、議員研修の充実強化は議会機能強化の中では必要不可欠であります。広く各分野の専門家、市民各層や職員も含め、共通認識を得るためにも、議会研究会を積極的に開催するものとする文言の記述が必要であると考えます。

また、この条例では「政務調査費は積極的な情報開示及び使途の説明責任を負うものとする」となっていますが、これも具体的ではないため、実際には活動報告書は会派で提出のところもあり、これは「議会と語る会」で市民から指摘を受けていたように、個人で提出とすると記述することが市民への情報公開ではないのでしょうか。

また、議会図書室の充実にしても、「適正に管理し、運営をするとともに、その図書、資料などの充実に努める」と書かれていますが「市民、市職員の利用に供するもの」と入れれば、市民のための議会基本条例となるのではないのでしょうか。

以上内容を羅列しましたが、もう一つの反対の理由として、議会基本条例は市民のためのものであるべきであり、市民とともに作るべきであるにもかかわらず、市民への傍聴の広報もしていただけになったこと、また、昨年作ったという常滑市案のみで議論されたため、議会事務局、他の議員、私の提案があったにもかかわらず、ほとんど議論されず、採用されず、たった3か月で出来上がったこと、この議会基本条例は、作った若い議員の議会を良くするのだという意気込みがあり、重々理解はできますが、それが市民のための市民が参加できるための議会基本条例でなければ机上の空論であります。

また、今回委員長へこのことを伝えたくて何度も申し込みをしましたが応じていただけなかったことは、開かれた議会、透明性のある議会ではなく、公職者としてあるまじき行為であると思います。今回私自身が委員の皆様へ訴える力がなく市民に迷惑をかけたという思いから、せめてこのような反対討論をさせていただきます。以上で常滑市議会基本条例に対する反対討論を終わります。賢明なる議員諸氏の皆様の判断をよろしくお願いします。